

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 利益相反防止規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下「この法人」という。）が、事業の実施において、当法人の役員および職員（以下「役職員」という。）の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、社会課題解決を目的とする当法人の職務が公正に行われることを担保すること、さらに 当法人の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この法人の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(利益相反)

第3条 この規程において、利益相反に関連する用語を次の各号のとおりに定義する。

(1) 利益相反状態

この法人の役職員がこの法人の事業目的に即した職務に従事する場合のうち、自己又は第三者に利益(金銭・地位・利権など利益の種類を問わない)をもたらす可能性がある状態をいう。

(2) 利益相反行為

利益相反状態において、この法人の役職員が自己又は第三者の利益を図り、もってこの法人の資金分配の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報

この法人の役職員等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

(利益相反行為の禁止)

第4条 役職員は、業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

2 役職員は、業務を行うに当たり、理事、職員、当法人のその他関係者あるいは実行団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。

3 利益相反の防止を目的として、当法人からの助成又は寄付を受ける実行団体及び業務を行う団体の理事、職員、その他意思決定へ関与する権限を有する者の当法人への関与を禁ずる。

4 役職員は、その他の利益相反行為を禁ずる。役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

(自己申告)

第5条 役職員に対して、定期的に利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で、コンプライアンス担当理事において、内容の確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図るものとする。また、役職員は就任または採用時並びに新たに利益相反状態となった場合に、利益相反に該当する事項に関する自己申告を行うものとする。

2 役職員は利益相反に該当する事項が発生した場合には、速やかに自己申告を行うものとする。

3 前2項に規定する自己申告は、次の事項を記載した書面または電磁的記録により行う。

(1) この法人が直接または間接的に助成または寄付を行う実行団体の理事、職員、その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無

(2) この法人が直接または間接的に助成または寄付を行う団体の理事、職員、その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無

- (3) 前2号以外のこの法人が直接取引を過去1年以内に行った法人の理事、職員、その他これらに準ずる意思決定へ関与する権限の有無と、その詳細(法人の種類を問わない)
- (4) 自身以外に関する利益相反情報
- 4 コンプライアンス担当理事は、第1項及び第2項に規定する自己申告の内容の確認を行い、利益相反状態が存在する可能性があるとは判断される場合は速やかに詳細の調査及び是正に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この法人は、第1項及び第2項に規定する自己申告において第3項第4号に該当する事項を申告した場合において、申告した内容をもとに申告者に不利益な意思決定をしてはならない。

(審議事項等)

第6条 次の事項は、コンプライアンス担当理事の意見を受けた上で、理事会において決定するものとする。

- (1) この法人における利益相反に係る事案の適否
- (2) 利益相反に関する規程類の改廃
- (3) 契約規程に定める随意契約に関する事項
- (4) その他必要な事項

(改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規程は、2024年6月14日から施行する。
(2024年6月14日理事会決議)